

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 令和5年8月17日（木）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと6・7）
- 3 出席者 鯉渕教育長 中上委員 森委員 四王天委員 大塚委員 木村委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和5年8月17日（木）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

横浜子ども会議の区交流会開催について

横浜市立中学校において水泳部の活動中に発生した事故を踏まえた再発防止の取組について

横浜市立中学校において授業中に発生した事故を踏まえた再発防止の取組について

3 審議案件

教委第25号議案 「令和4年度実績 横浜市教育委員会点検・評価報告書」について

教委第26号議案 横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について

教委第27号議案 横浜市奨学条例の一部改正に関する意見の申出について

教委第28号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について

教委第29号議案 教職員の人事について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉渕教育長

それでは、ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。7月7日の会議録の署名者は木村委員と大塚委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、8月4日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

木村教育次長

【一般報告】

1 市会関係

教育次長の木村です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、前回の教育委員会定例会から本日までの間についての報告はございません。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○8/16 子どもアドベンチャーカレッジ2023

(2) 報告事項

○横浜子ども会議の区交流会開催について

○横浜市立中学校において水泳部の活動中に発生した事故を踏まえた再発防止の取組について

○横浜市立中学校において授業中に発生した事故を踏まえた再発防止の取組について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、市庁舎1階アトリウムで行われている「子どもアドベンチャーカレッジ2023」に、8月16日、鯉渕教育長、木村委員、四王天委員、大塚委員が出席いたしました。

次に、報告事項として、この後、所管課から3点報告いたします。まず、1点目ですが、「横浜子ども会議の区交流会開催について」、2点目は、「横浜市立中学校において水泳部の活動中に発生した事故を踏まえた再発防止の取組について」、最後に、3点目ですが、「横浜市立中学校において授業中に発生した事故を踏まえた再発防止の取組について」、報告いたします。

私からの報告は以上です。

鯉渕教育長

報告が終了いたしました。何か御意見・御質問等ございますか。

特になければ、次に、「横浜子ども会議の区交流会開催について」、所管課から御報告いたします。

近藤人権健康
教育部長

人権健康教育部長の近藤でございます。今月末に横浜子ども会議の区交流会を開催する予定でございます。それについての御説明をさせていただきます。詳しい説明は所管課長からさせていただきます。

住田人権教
育・児童生徒
課長

人権教育・児童生徒課長の住田でございます。横浜子ども会議の区交流会を開催いたします。「横浜子ども会議」は、子ども主体のいじめ未然防止の取組として、「だれもが安心して生活できるよう、いじめの問題に向き合い、自ら解決しようとする子ども社会」をめざし、全市立学校の児童生徒が主体となって、話合いと具体的な取組を年間を通じて進めるものです。昨年度、横浜子ども会議10周年を記念した「いじめ防止市民フォーラム」において、区代表児童生徒が「いじめをなくすために、私ができること」をテーマに協議いたしました。協議後、「相手の考えや捉え方が自分とは違うことに気づいた。」「ほかの学校の人たちと話し合うことは、とても大切だと感じた。」等の感想が出されました。これを受け、今年度は、学校、横浜型小中一貫教育ブロックにおいて、児童生徒がいじめについて話し合う場を設定し、開催することといたしました。また、区交流会では、小学生から高校生までの児童生徒が集まり、異学年での話合いやいじめ防止の取組を共有いたします。

「1 テーマと流れ」です。令和5年度のテーマは、「『つながる、広げる、いじめの未然防止の輪』～いじめをなくすために、一人ひとりができること～」としております。会議の流れにつきましては下の図を御覧ください。

裏面を御覧ください。「2 参加者」は、市立小学校・中学校・義務教育学校・市立特別支援学校・市立高等学校に在籍のある児童生徒の代表者です。市立特別支援学校は、参加を希望する学校のみ参加です。市立高等学校は、所在のある区の交流会に参加いたします。

「3 日程・会場」等は下の表を御覧ください。8月28日から8月31日までの間、各区の各会場で行われます。

「4 令和4年度 横浜子ども会議の区交流会及びいじめ防止市民フォーラムの様子」につきましては、下に写真と説明書きをしておりますので、御覧いただければと思います。以上で説明を終わります。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

森委員

御報告ありがとうございます。一つ質問ですが、各学校で話し合うときに、話合い方や、話し合う時間、回数というのは、大体どのくらい取られているのでしょうか。各学校によって違うとは思いますが、平均なのか、一例でも良いので教えてください。

住田人権教
育・児童生徒
課長

学校ごとの取組として、あまり形を規制せずに行っている部分が多いものですから、本当に様々な取組になっております。主な例としては、生徒会役員の子供たちがまず主体となって、今年度のテーマは学校としてこのように取り組もうというようなことを考え、それを各委員会や各学級に下ろして、その話合いを行っているという例がございます。時間的には、朝の学活等で行うところから、学級活動の時間を1時間取って行うなど、様々だと理解しています。

森委員

限られた時間の中で、こうした根深いというのでしょうか、とても深い問いをみんなで考えるということは、子供たちも大変なことをしていると思っています。懸念することとしては、全校でみんなで考えて何かをするというと、往々にしてWhatの部分、何をするかということを一生涯懸命議論してしまうということが起きやすいということです。例えば「挨拶運動をしよう」とか、「何々を作ろう」とか、「みんなで何々しよう」という、「しよう」ということの議論で、「じゃあ何する？」とアイデア出しをしたり、それをどういうスケジュールで、誰がという担当割りをしたり、そちらに一生懸命になってしまうことによって、本当にそれが今回のテーマとしていることにつながるのだろうかという、そもそも問いに戻らなくなってしまうことが一番懸念されますし、もしそういうことになっているのだとしたら、あまり取り組む意味がないとも思います。

だとすると、本当に必要なことはその問いと言いますか、例えばこのテーマとして書いてある、「自ら解決しよう」であると思います。その解決とはどういう状態なのだろうかとか、そこの問いですとか、何をするではなくて、なぜの部分をもうちょっと話し合うほうに、この限られた時間ではなく、ほかの時間との連携も意識しながら行ったほうが、ずっと効果があるのではないかと思います。例えば、「いじめはなぜ起きるのか」というところにおけるその違いというのはどうということと自分は捉えているとか、違うことや違いに触れたときに自分の初期反応はどのようになっているかなど、そういったことの自分の自己認識ですとか、そういうときに自分にはどのような感情が出てきていて、自分は今どう表現しようとしているか、過去に表現したかということ振り返るなど、そういうことを一人ひとりが深めない限りは、いろいろなことをただ表面的にしても、今目指していることにたどり着かないと思います。そこは、既に子どもの社会的スキル横浜プログラムですとか、いろいろな取組を行っていることもあると思いますので、その連動や、深めるほうへの時間をどのように作れるかを意識していただけたらと思いました。

住田人権教育・児童生徒課長

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。

中上委員

私も昨年、中区で参加させていただいて、小学校の児童が発表したことに対して、最後に中学校の生徒が、いじめのない学校はどういう学校が良いのだというようなことを具体的な事例で話していたり、異学年の小学校、中学校で議論しているのが良いと思いました。ただ、時間がちょっと足りなかったのも、今、森委員がおっしゃったような掘り下げのところまでいかなかったのですが、学校でどうなったらいじめをなくせると子供たちに考えさせるというのは、この機会でも良かったのではないかと思います。

もう一つの感想は、中区の場合は中区長と一緒に参加して傍聴していただいたのですが、ご案内のとおり区役所も学校連携の課長や係長がいるわけですね。学校の現場だけでなく、いじめは公園やいろいろな施設、地域でもありますから、そのときに学校とどのように連携するかというと、やはり区役所の力、地域の力というのも非常に大事だと思います。区役所との連携は今も取り組んでおられると思いますが、いじめをなくすために地域の力も更に活用していただきたいと思っています。以上です。

鯉淵教育長

御意見ということで。

大塚委員

御報告ありがとうございます。私も10年前の立ち上げのときは現場にいました。小学校ですが、3年生以上の代表委員会の子供たちをはじめ、全校をどう巻き込むかということで1年生と2年生も交え、いじめを自分たちの手で何とか少なくしていこうという取組を繰り返し行ってきました。その積み重ねというのは非常に意義のあることだと思っています。今回11年目ということで、昨年度は、「いじめをなくすために、私ができること」、そして今年度は、未然防止というところに着眼点を置いて、「いじめをなくすために、一人ひとりができること」ということになっていくのですが、各学校は恐らく総括をしていると思います。今年度自分たちの学校の目指したことについて、自分たちの取組はどうだったか、自分たちの仲間づくりはどうだったか。ぜひそれを区レベルでも、例えば一つの区として、昨年はこういう話合いが持たれたけれども、この1年こうだったねというような確認をし合う。そういった質の高まりというのを、きっと工夫していらっしゃると思いますが、これから続けていく上で、ぜひ質に着目して取り組んでいただきたいと思います。これは要望です。

四王天委員

「横浜子ども会議」は11回目になるということですが、いろいろと運営のノウハウとかも蓄積されてきていると思います。今年、新たにブラッシュアップしている点が何かありましたら教えてください。

住田人権教育・児童生徒課長

変更している点は2点ほどありまして、まず一つは、行動・活動面だけでなく、きちんと話合いをする場面を各学校において設定し、どんな話合いを行ったのかというのを区の交流会に持ち寄って、区の交流会でも話合いを行っていくという点です。もう一つは、ブラッシュアップではないのですが、高校生の参加を復活させたということがございます。特別支援学校については希望校だけなのですが、高校生については区の交流会にまた新たに参加していくという形を取らせていただいております。

四王天委員

高校生がまた参加するというので、かなり大人に近い意見みたいなものが聞けて、小学生にはかなり刺激的なのではないかと思うのですが、高等学校のない区もあるわけですよね。セグメントが区割りになっていますが、ある程度何区か合同でとか、そのような形で高校生が必ず参加できるような区割りや、ブロック分けというようなものも考えていただいたほうが良いのではないかと思います。

木村委員

いじめ撲滅というのは本当に重要なことで意義のあるものだと思いますが、基本的に委員の皆さんがおっしゃったように、表面的なものだけで終わらないで、実効性がないと駄目だと思っています。ですから、そこをしっかりと、出たものをどのように行動できるかということが重要だと思っています。イギリスの元首相マーガレット・サッチャー氏は、「考えは言葉となり、言葉は行動となり、行動は習慣となり、習慣は人格となり、人格は運命となる。」とおっしゃっています。そういった段階にどう持っていけるか。「こういう提言が出ました」だけでなく、それが実際にできるかというところをぜひ進めていただけたらと思います。学校を取り巻くものには様々なステークホルダーがありますよね。子供たちだけでなく、地域、保護者、教職員、そういった方が、こういった会議で出たものについてどのようにうまく連携できるのかが重要だと思いますので、11年目に

なりますから、この具体的なところというのはぜひ進めていただければと思います。意見です。

鯉淵教育長

ほかによろしいでしょうか。

ほかにも御意見・御質問等がなければ、次に「横浜市立中学校において水泳部の活動中に発生した事故を踏まえた再発防止の取組について」、所管課から御報告いたします。

青石人権健康
教育部担当部
長

人権健康教育部担当部長の青石です。よろしくお願いたします。横浜市立中学校において、学校プールで水泳部の活動中、飛び込み練習の際に頸椎を損傷した事故について基本調査及び詳細調査を行いましたので、報告させていただければと思います。詳細は所管課からさせていただきます。

高橋小中学校
企画課長

小中学校企画課長の高橋でございます。よろしくお願いたします。令和元年に市立中学校の水泳部で発生した事故につきまして、詳細調査報告書の概要及び再発防止の取組について御報告いたします。

資料の「1 趣旨」でございますが、令和元年9月20日、市立中学校における水泳部の活動中に発生した飛び込み練習中に起因する事故について、学校保健審議会学校安全部会第七部会において詳細調査を実施しました。このたび、詳細調査が終了し、部会から調査報告書の提出を受けました。今後、部会において取りまとめた事故防止に向けた提言を踏まえ、全市立学校に向けて再発防止の取組を行うとともに、通知や研修を通じて周知を行ってまいります。

「2 事故の概要」になります。当該生徒は、学校プールで水泳部の活動中、飛び込み練習の際に、頸椎を損傷しました。当該生徒の異変に気付いた周囲の生徒が顧問教員に伝え、養護教員を呼び、当該生徒の状況を確認するとともに、別の養護教員が救急車の要請をしました。当該生徒は、第5・第6頸椎損傷（圧迫破裂骨折）との診断を受け、同日に手術が行われました。

「3 調査の概要」になります。「部会委員」は、医師2名、大学教授1名、大学講師1名、弁護士1名の計5名の構成で、「開催状況」は、令和3年2月から令和4年10月までの間に計3回開催いたしました。「調査内容」は、当該中学校教職員への聞き取りに加え、基本調査報告書、運動活動時における安全の手引き、学校施設整備指針等の各種資料を通じて本件事故に係る課題を把握し、提言を取りまとめております。なお、当該生徒及び周囲の生徒等への聞き取りについては、当該生徒保護者からの要望により実施いたしませんでした。

「4 調査で明らかになった事実と考察」の「（1）環境面や事前の準備、指導について」です。まず、プールの水深や準備運動、体調不良者の確認等について、下線部のところになりますが、「練習環境の整備に関して、特に不適切な点は見受けられなかった。」との意見を頂いております。また、飛び込み練習のルールの確認やリスクの指導については、「飛び込みを行う際には、『飛び込みは顧問教員が傍に付いて、直接的に指導する環境の下で行う』などのルールの設定及び遵守の徹底を行うべきであった。」との意見を頂いております。次に、

「（2）活動中における指導について」ですが、2名の顧問教員が全体に注意を払いながらも事故の瞬間を見ていなかったことを受け、「飛び込み練習を行うことを許可するのであれば、少なくとも1名の顧問教員は、その練習の様子を付近で見て指導を行う必要があった。」「プールでの事故に占める、飛び込みに起因して発生する件数の多さに鑑みて、生徒判断で自由に飛び込みを行わせるべきではなかった。」との意見を頂いております。

資料の裏面を御覧ください。「(3) 事故後の対応と再発防止に向けた取組について」です。救助活動は適切な対処であったとされていますが、下線部のとおり、「傍に顧問教員がいれば、もう少し早く適切な対応が取れた可能性がある。」との意見を頂いております。一方で、事故直後の対応については、下線部のとおり、「首を固定して引き上げたり、速やかに救急車を要請したりするなど、事故直後の対応は適切であった。」と考えるとの意見を頂いております。最後に、事故後の練習については、下線部のとおり、「飛び込みを実施する場合は、水深のあるプールで実施するなど、事故の可能性をできるだけ抑えるための取組を継続している。」との意見を頂いております。

次に「5 再発防止に向けた提言について」です。こちらは全部を読み上げさせていただきます。

「提言1」としましては、水泳の飛び込みは、水深などの実施環境に注意を払うとともに、生徒が飛び込みを実施することを指導者が事前に確認するなど、指導者の監督の下に行く。具体的には、指導者は、生徒が飛び込みを実施する際には水深を確実に確保するなど、実施環境に十分に注意を払う必要がある。また、飛び込みに関しては、自主練習ではなく、指導者の直接の監督・監視下で行うべきである。加えて、十分に技能を習得できていることを、指導者が生徒一人ひとりに対して確認する必要があるとされています。

「提言2」としましては、生徒が、飛び込みによるリスクや正しい知識を常に身につける機会を設けるなど、事前に着実に指導を行っていくことが肝要であるということで、具体的には、飛び込みは重大な事故が多数発生しており、特に脊椎損傷では死亡若しくは重大な障害を残すことが知られています。指導者は、事故の発生原因や病態等について、生徒に対して事前に指導を行うことが重要である。また、スピードがない中でも過伸展、屈曲が起るような角度で体重が乗った場合には、非常にリスクがあることなどを、具体的な教材等を用いて知らせる等の工夫が必要である。生徒の発達段階に応じて、正しい知識と、事故を防ぐために必要な行動を、適切に指導しなくてはならないとされています。

最後に、「6 提言を踏まえた再発防止策の例」になります。こちらは、詳細報告書の提言を基に教育委員会事務局で検討した再発防止策になります。

「(1) 再発防止に向けた学校への注意喚起」では、本件は、部活動中の事故になりますが、本事案の公表を受けて、事故の原因と再発防止に向けた提言を水泳指導に関わる全学校宛に通知し、注意喚起を行うことといたしました。「(2) 水泳部顧問への注意喚起」では、実際に水泳部では飛び込み練習を行いますので、部活動指導員を含む水泳部顧問が参加する顧問総会等の機会をとおして、本事故事例を基に、事故の要因、学校にて講じる再発防止策や具体的な教材等を用いて周知することといたしました。「(3) 学校体育安全研修での事例共有」では、悉皆研修として全校が参加する「学校体育安全研修(例年4月開催)」において、事故事例を基に学校に対して求められる再発防止策について周知する。本研修内容を題材として、各学校へは6月末までに校内研修を求めており、教員一人ひとりに対する意識啓発を行うことといたしました。

本日は概要で御説明いたしました。詳細報告書をお手元に御用意いたしましたので、御確認をお願いいたします。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

中上委員	この詳細の報告書をよく読み込んだのですが、「5 再発防止に向けた提言」の「提言1」にあるように、指導者の安全配慮義務という基本がまずあって、それを承知した上で、「提言2」にありますように、事前に飛び込みによるリスクや正しい知識ですね。生徒自身が危機を回避する能力を身に付けることも大事なことだと思いますので、再発防止研修の中で報告書の詳細を現場によく周知していただいて、絶対にこれを繰り返すことのないような対応をぜひお願いしたいと思います。具体的なお伺いなのですが、報告書の発表があって、今、夏になっているわけですが、近々で研修を行ったという実績はあるのでしょうか。
高橋小中学校 企画課長	7月25日になりますが、中学校の水泳部顧問の皆さんが集まる機会を生かし、小学校や高等学校にも案内を送った上で、オンラインでの臨時研修会を実施いたしました。その中で、映像等を活用して事故の具体的な動きをしっかりと見ていただきながら、まずはしっかりとした指導の下、子供たちが真剣に練習を行う環境を作ること、そして、その状況をしっかりと把握した上で指導を行うことについて再確認を行いました。
中上委員	ありがとうございます。今、水泳部の先生方はいろいろなリスクを承知されて取り組んでおられると思いますが、今後、部活動の地域移行という議論がありますよね。地域の指導者も、ベテランの人と慣れていない人とかいろいろ、質の確保というのが課題ですが、地域移行に当たってもこら辺の再発防止については徹底していただくようにお願いしたいと思います。意見です。
鯉渕教育長	ほかにいかがでしょうか。
木村委員	大変痛ましい事故で、こういったことを未然に防ぐということは絶対に大事だと思うのですが、いくつか質問させてください。まず、当該生徒の水泳の競技歴あるいはレベルはどの程度だったのでしょうか。
高橋小中学校 企画課長	当該生徒は、スイミングクラブ等で水泳の経験がある生徒でございました。ですので、飛び込みにつきましても経験を多く持っていた生徒だと伺っております。
木村委員	競技のレベル的にはどうなのですか。そこは分からないですか。
高橋小中学校 企画課長	大会に参加する直前練習で行っておりますので、この後の大会に参加する生徒であったと考えております。
木村委員	あと、これは飛び込み練習なのでしょうか。それとも、そこに行く段階の様々な練習の中で起きたことなのでしょうか。
高橋小中学校 企画課長	その日には大会を迎えており、事前の30分の練習の中で起こったと伺っております。そのスタートの本当の初めの段階での練習だったと聞いております。
木村委員	では、特別、飛び込みの練習ということではなかったわけですね。今ちょっとお聞きしましたが、運動能力的にはある一定水準を有していたと思うのです。基本的にパフォーマンスというのは、運動能力と関連性がありますが、運動能力＝パフォーマンスにはなりません。例えば、通常の練習の力が本番で出ないという

のはなぜかという、そこにパフォーマンス変数が関わってくるからです。つまり、物理的、生理的、心理的なものが関わって、運動能力＝パフォーマンスにならない。ですから、このときもどういった条件があったのか。見てみると、物理的なものとか、ある程度の環境整備等々をされていますので、そういったところもぜひ検討していただいて、指導の中で運動能力がより高まった、だから安全ではなくて、そこでパフォーマンスを生かすための指導やアドバイスがしっかりできるような、今後はやはり未然に防ぐということが絶対重要かと思います。ただ、実際のところは、本人等々の聞き取りができなかったということなので分かりませんが、指導者としてはそういったところを少し検討する必要があるのではないかと思います。以上です。

鯉淵教育長

ほかに。

大塚委員

この事故は本当に痛ましい事故だと思います。私たちは未然防止という大きな役割をきちんと遂行していかなければいけないと思います。今お話があった部分と重ならないところで、事故の当該の生徒、保護者の方、そしてそれを目撃した水泳部の生徒たち、そういった方々への心のケアということではどのような対応が取られたのでしょうか。

長田健康教育・食育課長

御質問ありがとうございます。心のケアに関しては、学校側が説明会を行う中で、保護者に対して、学校はそういったケアの用意もしているということをアナウンスしております。スクールカウンセラー等の準備もしていたようですが、実際にそれを活用することはなかったと聞いています。

大塚委員

ありがとうございます。スクールカウンセラーが全校に配置されていて、子供たちの経験値の中で、活用というのはまだまだなところが多いと思います。ですから、希望を募るけれども活用がなかったというのは非常に残念だということもあります。やはり複雑で様々な思いを抱えている部分で、子供たちが日常的にスクールカウンセラーを活用することをケアというところでどうつなげていくかということも、これからの私たちの課題になっていくのではないかと思います。当日、試合に参加できなかったのではないかと思います。そういった部分での複雑な心境等も本当は色々抱えていると思いますので、ぜひそれを今後につなげていっていただきたいと思います。

鯉淵教育長

ほかに。

森委員

この詳細調査報告書の7ページの「(4) 総括」の最初のところにもありますが、「水泳の活動において、最も頻発する事故は『飛び込み』に起因するものであることは明らか」と記されています。これが明らかな中で起きてしまった事故ということがこの調査にもたくさん書いてありますが、何が原因だったのかということをしっかりと考えなければいけないと思います。その中で、その2行上ですか、7ページ目の「イ 考察」の下から3行目に「飛び込みに関しては自主的なものとせず」と書いてありますが、その部分が今回、一つ目のポイントであり、また、6ページのところに2回書いてありますが、技量が備わっていると判断した場合には、「顧問教員が付近で指導を行う状況にない場合でも、生徒各自の調整練習において飛び込みが行われていた」ということですか、その中で、飛び込みにおいては教員等が立ち合うというルールが徹底されなかったことが一

つ大きなポイントではないかと思しますので、これがまた起きないような徹底を改めてお願いします。

鯉淵教育長 ほかにいかがですか。

四王天委員 こういった事故が起きると、原因究明とともに、その瞬間からの対応というのが非常に重要だろうと思います。事故が起きた後に、それがよりシリアスなものに、重症化しないためにも、その後の対応が非常に重要だと思うのですが、実際にこの事故が起きたときから、例えばどのくらいで救急車が呼べたのかとか、すぐ病院に運べたのかなど、その辺りの時系列的なものはございますか。というのは、それに戸惑っていると、どんどんもっと重症化していくというリスクが増えていくと思ったので、その辺りの対応がどうだったのかというところをお伺いしたいと思います。

長田健康教育・食育課長 御質問ありがとうございます。当日、16時前にこの事故が起きたわけですが、実際に救急車の要請は、基本的に事故のすぐ後に呼ばれておりますし、要請してから10分後に救急車が速やかに学校に到着して、その後、調整してから出発したと聞いております。

四王天委員 では、その後の対応に関しては速やかに行われたと確認してよろしいですか。今までこういった水泳での事故は、過去にも全国的にあったかと思いますが、そういったものの教訓が生きているという捉え方もできるということですか。

長田健康教育・食育課長 学校で事故が起きた場合には、救急車の要請については速やかにしていくということが各学校で徹底されているかと思えます。それはプール事故だけではなくて、そのほか全般的な事故に関して、必要があれば速やかに呼ぶという体制ができていくということになります。

四王天委員 あと二つあるのですが、この1.2mという水深基準が適切なのかどうかというような見直しみたいなのはありますでしょうか。

高橋小中学校
企画課長 日本水泳連盟の基準でいきますと、0.8mから1.4mという基準の中に今回は入っておりまして、横浜市の中学校のプールの環境は、端で1.2mほど確保できている場合が多く、中央へ行くに従って1.4mになったりというようなプールの構造のところが多くあります。ですので、水深としては十分にある状況ではあるのですが、やはりそのときの体調や、いろいろ一本一本の差が出る可能性があるということ踏まえて、きちんとした指導の下での活動が良かったのではないかと感じております。

四王天委員 この基準を決める委員会があるのかもしれませんが、そういうところに、こういう事故がそれでも起きたという報告を上げて、見直しを要請していただきたいというような気がいたします。

最後に1点、四肢不全麻痺になられたとのことですが、現在の状況はいかがなんでしょうか。体調、状態についてお尋ねします。

高橋小中学校
企画課長 現在は高等学校に通っており、運動にも取り組んでいらっしゃるというような状況は伺っております。

四王天委員	もう普通に運動ができるようなところまで回復されたということですか。
高橋小中学校 企画課長	麻痺の部分は残っているところがございまして、それでもできる範囲での運動に今、取り組まれているというお話は何っております。
四王天委員	順調に回復されているのは、それを願うばかりでございます。ありがとうございます。
鯉渕教育長	ほかにいかがでしょうか。
高橋小中学校 企画課長	すみません、1点修正がございました。先ほど私は大会当日の練習と申し上げましたが、30分の練習ということは合っておりましたけれども、大会前日とのことでした。申し訳ありません。
鯉渕教育長	ほかによろしいでしょうか。 特になければ、次に「横浜市立中学校において授業中に発生した事故を踏まえた再発防止の取組について」、所管課から御報告いたします。
青石人権健康 教育部担当部 長	人権健康教育部担当部長の青石です。よろしくお願いたします。横浜市立中学校において体育の授業開始時に、マットを載せた台車と壁の間に生徒が挟まり、両前腕の橈骨及び尺骨を骨折した事故について、基本調査及び詳細調査を行いましたので、報告させていただきます。詳細は所管課からさせていただきます。
高橋小中学校 企画課長	小中学校企画課長の高橋です。引き続きよろしくお願いたします。令和3年に市立中学校で発生した事故につきまして、詳細調査報告書の概要及び再発防止の取組につきまして御報告いたします。 資料の「1 趣旨」でございしますが、令和3年6月11日、市立中学校において体育の授業中に発生した体育マット運搬中の事故について、学校保健審議会学校安全部会令和3年度第五部会において詳細調査を実施しました。こちらも詳細調査が終了し、今後、部会において取りまとめた事故防止に向けた提言を踏まえ、全市立学校に向けて再発防止の取組を行うこととともに、通知や研修を通じての周知を図ってまいります。 「2 事故の概要」になります。当該生徒は、保健体育（器械運動）の授業開始時に、マット7枚相当を載せた台車を関係生徒3名と一緒に4名で移動していました。台車の速度が徐々に上がったため制止しようとしたが勢いが止まらず、当該生徒が台車と壁の間に挟まり、両前腕の橈骨及び尺骨を骨折しました。 「3 調査の概要」になります。「部会委員」は、大学教授2名、医師1名、大学講師1名、弁護士1名の5名の構成で、「開催状況」は、令和4年1月から令和5年4月の間に計3回部会を開催いたしました。「調査内容」は、基本調査報告書を通じて本件事故に係る課題を把握しまして、提言を取りまとめております。 「4 調査で明らかになった事実と考察」の「（1）環境面や事前の準備、指導について」です。職員間で台車の取扱いの引継ぎが行われていなかったことや、「台車運搬時の役割分担や相互の声掛け」についての指導が行われていなかったことを受け、下線部のところになりますが、「台車の正しい取扱方法を教員

間で定期的に確認する必要があった。また台車に注意事項を掲示し、生徒が台車を使用する際の具体的な注意点を指導する必要があった。」との意見を頂いております。次に「(2) 活動中における指導について」ですが、生徒の運搬状況の確認ができていなかったことを受け、こちらでも下線部のところになりますが、「教科担当教諭は必要に応じて、生徒への指示等を行うことができるよう、周囲の状況を注意深く観察する必要があった。」との意見を頂いております。最後に「(3) 事故後の対応について」ですが、こちらにつきましては下線部のとおり、「職員間の連携、養護教諭や管理職への連絡、救急車の要請や保護者への連絡について円滑に対応できていた。」との意見を頂いております。

資料の裏面を御覧ください。「5 再発防止に向けた提言」です。こちらは全文を読み上げさせていただきます。

「提言1」としましては、マット運搬に使用する台車は、使い方を誤ることで事故等を生じる恐れがあることから、正しく安全に使用することができる環境を整える。具体的には、学校では、台車の取扱説明書や使用マニュアルを確実に保管し、教職員は、これらを用いて、正しい取扱方法や破損等の有無について、定期的に確認を行うとともに、校内研修等を通して注意事項等を繰り返し確認する。また、事故に対する注意喚起や、正しく安全に使用する方法を台車に掲示するなど、使用者が一目で分かる再発防止策を講じる必要があるとされています。

「提言2」としましては、教職員に対して事故事例を共有し、マット運搬台車の正しい使用方法を広く周知するとともに、児童生徒に対しても安全な使用に係る指導を徹底する。具体的には、市立学校でも広く使用されている台車であることに鑑みて、本件事故事例について、教職員向けの研修等の機会を活用し、その要因と正しい使用方法を繰り返し周知する。また、児童生徒に対しては、単に使用を制限するのではなく、危機管理能力の向上が事故の再発防止につながる視点から、複数名により安全に使用させるよう、事前に指導を徹底することが望ましい。ただし、指導が十分でない場合には、児童生徒のみで使用させることは控えるべきであるとされています。

最後に「6 提言を踏まえた再発防止策の例」になります。こちらは詳細報告書の提言を基に、教育委員会事務局で検討した再発防止策になります。「(1) 環境の整備について」では、一つ目として、台車の取扱説明書や使用マニュアルがきちんと保管されているかどうか、各学校で点検を行う。教職員は、これらを用いて、台車の正しい取扱方法や破損等の有無について、定期的に確認を行うことといたしました。二つ目として、事故に対する注意喚起や、台車を正しく安全に使用する方法を各学校の台車や倉庫に掲示することといたしました。「(2) 安全な使用に係る指導について」では、一つ目として、本件事故事例について、再発防止に関する通知及び学校体育安全研修等を通じて、その要因や児童生徒への指導等、教職員に繰り返し周知を行うこと。二つ目として、児童生徒が台車を使用するにあたっては、下の枠囲みの内容を中心に事前の指導を徹底するとともに、運搬の状況を含め、活動全体に目を配る。指導が十分でない場合には、児童生徒のみで使用させないことといたしました。

こちらでも詳細報告書をお手元に御用意いたしましたので、御確認をお願いいたします。説明は以上となります。よろしく申し上げます。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

森委員

いくつか質問があるのですが、詳細調査報告書の3ページに、当時の台車の状況ということで写真が載っていますけれども、こちらはよくあるシーンなのでし

ようか。このようなマットを7枚ぐらい載せて台車で運ぶということは、とても珍しいことなのか、よくあることなのか、まずその辺りをお聞かせください。

高橋小中学校
企画課長

台車は、各学校で必要に応じて購入いただいているもので、全校に配置しているようなものではございません。学校によっては体育倉庫に入れられる場合と、入るのですが取り出しに不具合がある場合には台車を用いて運ぶということがございます。ですので、いくつかの学校で使用しているという状況かと思いますが、積み上げ方や載せている枚数につきましても、各学校それぞれで違うのではないかと思います。

森委員

台車が2台あって、要するに、79人で使うために、7枚掛ける2台で14枚ほど出したという状況ですか。

高橋小中学校
企画課長

2台使用していたということで、更にもっと使っている可能性はありますけれども、運んでいたのは7枚の2台分と考えております。

森委員

基本的に、いろいろなものを子供たちが準備するとか片づけるということは、とても大事なことだと思います。ただ、運ぶもののkg数というのが363kgということでしたので、子供たちに任せる、子供が運ぶ重量に関する考え方というのは整理されているのですか。

高橋小中学校
企画課長

特に重量で何か線引きをしているようなことはございませんが、この重さからいうと、やはり4人とかで運んでいく、人数的な部分ですね。大きなマットは小学生6人で運ぶこともありますし、小さいマットであれば2人で運べてしまうときもありますので、大きさや児童・生徒それぞれの学年や体力等にも応じるのではないかと考えています。

森委員

なるほど。ありがとうございます。というのは、今回の調査の報告書を読んでいて、台車の移動については、「勢いをつけずゆっくり移動すること」、「台車にぶつかる危険であること」、「マットを積んだりおろしたりする際は、キャスターのストッパーをかけること」、という指導をしていたということでしたが、加えて、いろいろな注意事項を更に10個ぐらい並べたとして、それが徹底につながるかという、少しそこも疑問が残ると思っています。ですので、事故が起きにくい環境をどう作るかということをもう少し考えないといけないと思います。ただ指導の徹底だけではない部分で起きにくい環境はどのように作れるのかと思ったときに、この高さのもの、重さのものを、車輪、ころころ転がるものに載せるということで、重さのあるものを動かすことにおけるリスクは非常に大きいと思います。事故にはつながらなくても、こういったひやとした瞬間はきっとほかの学校でも起きているのではないかと思いますので、マットに限らず、重さを動かすということにおいて、ほかの事案でもこういうことがないか、起きる前に洗い出しをしておいていただきたいです。かなりの危険な状況だとは思いますが、それが枚数の積み方なのか、体勢なのか、起きにくい仕組みにしていたらと思えました。

鯉淵教育長

ほかに。

木村委員	<p>今の森委員の意見と重複してしまいましたが、この台車の状況を見ると、かなり危険だと思います。例えば、前のほうに垂れ下がっているということは、押している人たちはこのまま押せなくて前傾しますよね。そうすると、引っ張っている人の様子が見られません。かつ、台車の引っ張るところにマットがかぶさっているということは、手が抜けない状況でもあります。つまり、台車を用いるのは、簡単に引けて、授業時間が確保できないかもしれませんが、それ以上に安全は大事ですので、その徹底をしないと、これはやはり危ないと思います。ゆっくりといっても、これだけ重いと、ゆっくり引いても動かないです。多分、最初の段階でしっかりと力を入れないと動かないし、動き始めたら今度は一気に行ってしまうということなので、これから未然に防ぐためには、台車を使用するのは当然ですけれども、トラックでもそうですよね。重量オーバーしたら危険なのと同じで、ある程度安全にコントロールできるようなマットの枚数というところの指示が重要と思っています。以上です。</p>
鯉淵教育長	<p>ほかにございますか。</p>
大塚委員	<p>詳細調査報告書の3ページの「(6)発生時の状況」の最後の行ですが、「意識もあり脚部や体幹部に損傷はなかったため、保健室に歩いて連れていくことが可能であった。」と記されています。この歩いて連れていくことが可能かどうかの判断というのは、非常に難しいと思います。実際、私の経験の中でも、受診したときに想定していなかった部分の怪我というのがあったり、私たちは瞬間的にそれをどう判断するかというのを常に求められていて、非常に難しいです。ですから、いち早く養護教諭にと思うときに、養護教諭のところへ連れていくのか、養護教諭を呼ぶのか、そういう判断が瞬時に求められていくということでききますと、両手を骨折したお子さんが歩くこと自体がどうだったかということも含めての研修が必要だなと思います。例えば担架を使うのか。でも、担架も、慣れている人が運ぶのと慣れていない人が運ぶのでは、かえって危険な場合もありますから、そういったことも含めての判断をどうするかという部分は、今後、やはり研修の中できちんとしていくということが必要になってくるのではないかと思いますので、ぜひそういう部分も含めて研修をお願いしたいと思います。</p>
鯉淵教育長	<p>ほかにかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>特にほかにご意見がなければ、次に議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第25号議案「『令和4年度実績横浜市教育委員会点検・評価報告書』について」は、市会への報告案件のため、教委第26号議案「横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について」、教委第28号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について」、教委第29号議案「教職員の人事について」は、人事案件のため、教委第27号議案「横浜市奨学条例の一部改正に関する意見の申出について」は、議会の審議案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><了 承></p>
鯉淵教育長	<p>それでは、教委第25号議案から教委第29号議案は、非公開といたします。審議に入る前に、事務局から報告をお願いします。</p>
片山総務課長	<p>次回の教育委員会定例会は、9月1日金曜日の午前10時から開催する予定です。</p>

す。また、次回の教育委員会臨時会は、9月15日金曜日の午前10時から開催する予定です。

鯉淵教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、9月1日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、9月15日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第25号議案「『令和4年度実績 横浜市教育委員会点検・評価報告書』について」

(字句の訂正を除き、原案のとおり承認)

教委第26号議案「横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について」

(原案のとおり承認)

教委第27号議案「横浜市奨学条例の一部改正に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第28号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について」

(原案のとおり承認)

教委第29号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

鯉淵教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時5分]